

仕 様 書

デスクトップ型及びノート型パーソナルコンピュータ（NAS・ハードディスク等を含む。）の売払いに係る仕様については、次のとおりとする。

1 売却物品の内容、規格及び数量

本売却物品は岡山県庁用度課倉庫内に保管している物品のうち、老朽化、破損又は汚損のため、再利用が不可能であるパソコンの売却処分をするものである。

・デスクトップ型パソコン	36台
・ノート型パソコン	1,457台
・ラック型タワーサーバー	1台
・1Uラックサーバー及びLCDコンソールユニット	1式
・NAS	13個
・ハードディスク	707個
・スイッチングハブ	84個
・電源アダプター、パソコン付属品ほか	

2 物品の引渡し

(1) 搬出期限

搬出期限は令和8年7月9日（木）までとし、引渡し日時及び搬出のスケジュールについては、契約締結後、岡山県担当者と協議のうえ決定する。

(2) 引渡場所

岡山県庁地下西側斜路付近 用度課倉庫内

3 売却物品の査定等について

売却物品は確認・査定が可能である。売却物品の確認・査定を希望する場合は、入札参加申出書提出期限までに下記へ連絡し、日時を調整の上、実施すること。

〒700-8570 岡山市北区内山下2-4-6

岡山県出納局用度課管理班

電話：086-226-7538

4 その他

- (1) 売却物品の引渡場所からの積込及び運搬に要する経費を含んだ額で算出すること。
- (2) すべての機器について、動作は保証できない。また、ハードディスク・SSDは抜き取り済みである。
- (3) ハードディスクについては、磁気データ消去装置等により破壊済みである。
- (4) 電源アダプターについては、パソコンの付属品だが、組合せは不明である。
- (5) 売払いの対象物品を再利用する際、岡山県に関する情報等を識別できる情報が貼付されている場合には、引き渡し後、速やかに買受人の負担ですべて除去すること。
- (6) 本仕様書で定めた事項に関して疑義が生じたとき、又は定めのない事項については岡山県と買受人とで協議して定める。